

記入例

令和〇〇年寄附分

市町
道府

寄附をした年を記入してください。

寄附申出時と同じ住所
を記入してください。

余に係る申

住 所	〒●●●-●●● ×××県×××市×××××	フリガナ	カラツ タロウ
電話番号	××××-×××-×××	氏 名	唐津 太郎
		個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
		性	男 女
		明・大・昭 平 合	××. ××. ××

「個人番号」欄には、あた
い間すス法律第2条個人番号(行政手続
用定する個)

人を識別するための番号の利用等

太枠内の欄すべてに記入してく
ださい。なお、住所等に変更が
生じた場合には、変更届の提出
が必要です。

例申請事項変更届出書を提出

(注2) 申告の特例の適用を受けるた
めに該当する場合は、(1)及び(2)に該当する場合のみ申告することができます。寄附をした年月日と寄附金額
を記入してください。あなたの個人番号(マイナンバー)を記載してください。また、番
号確認と本人確認のための書類添付が必要です。

【個人番号カードを持っている場合】

番号確認と本人確認のため、個人番号カードの写し(表と裏)を添付

【個人番号カードを持っていない場合】

番号確認の添付書類

・通知カードの写し又は住民票(マイナンバー付き)の写しなど

本人確認の添付書類…①又は②のいずれか

① 写真表示があり、氏名、生年月日又は住所が記載されているもの

・運転免許証の写し、パスポートの写しなど、いずれか1点

② 氏名、生年月日又は住所が記載されているもの

・健康保険証の写し、年金手帳の写し、児童扶養手当証書の写しなど、いずれか2点

1. 当団体に対する寄附

寄附年月日	寄附金額
令和 ▲▲ 年 ▲▲ 月 ▲▲ 日	■■, ■■■ 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみ申告することができます。①及
び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当する者

給与所得者など、通常は確定申告をする必要がない者
であることの確認(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民
税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民
税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要
しない者② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する者とは、この申請を含め申告

1年間に寄附を行う自治体が、5箇所以下であることの確認

※1つの自治体に複数回寄附をしても「1」とカウントします。

※6箇所以上に寄附する場合は、全ての寄附について確定申告が必要です。

住 所		受付日付印
氏 名		殿

受付団体名

申告特例の適用を受けることができる①と②の両方に該当することを確認し、該当しない場合は、申請できません。

令和 年寄附分 市町村民税
道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 年 月 日 唐津市長 殿	整理番号
住 所	フリガナ
	氏 名
	個人番号
電話番号	性 別 男 女 生年月日 明・大・昭 平・令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書きを除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

----- (切り取らないでください。) -----

令和 年寄附分 市町村民税
道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住 所			受付日付印
氏 名	殿		

受付団体名	
-------	--

本人確認書類（写）添付台紙

住所		フリガナ 氏名	
----	--	------------	--

ワンストップ特例制度を利用する場合、【申請書に個人番号（マイナンバー）の記入】と【個人番号確認と本人確認の書類の写しの添付】が必要です。以下の①～③いずれかのパターンで、番号確認と本人確認のための書類をこの台紙に貼り付け、申請書と一緒に郵送してください。

①マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

マイナンバーカードの表面と裏面の写しを貼ってください。

（マイナンバーカードの表面の写し）

（マイナンバーカードの裏面の写し）

②通知カードをお持ちの方

通知カード表面の写し（ただし裏面に転居先等の記載がある場合は両面）と 身分証の写しを貼ってください。

（通知カードの表面の写し）

※通知カードの裏面に転居先等の記載がある場合は、
裏面の写しもこの台紙の裏側に貼り付けてください

（身分証の写し）

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

※顔写真、氏名、生年月日または住所が確認できるように
コピーしてください

③マイナンバーカードも通知カードもお持ちでない方

個人番号が記載された住民票の写し と 身分証の写しを貼ってください。

（個人番号が記載された住民票の写し）

※この台紙の裏側に貼り付けてください。

（身分証の写し）

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

※顔写真、氏名、生年月日または住所が確認できるように
コピーしてください

※台紙の表面に貼りきれない大きな書類の写しを本人確認書類として提出する場合は、この台紙の裏面部分に貼ってください。

⑤のりしろ

←④のりづけ

⑧のりしろ

最後に中身を入れて⑦⑧⑨のりづけ

⑥↓のりづけ

⑥のりしろ

③山折り

③山折り

⑨のりしろ
←のりづけ

※ワンストップ特例申請書の送付以外の用途には、使用しないでください。
※本封筒は普通郵便でのお届け。その際の郵便料は自己負担となります。
※この郵送の切手を貼ける場合や、夫婦に欠けるなど、ご心配な方はご自身で封筒をご用意ください。

④折って開く

内容物のチェック欄
申請書
個人番号確認書類（コピー）
本人確認書類（コピー）

(差出人)	
氏名	住所
ト	

納税カポート専用
地図

唐津市役所ふるかわタウン
魚町210-41番地

847-8790
(取扱人)
佐賀県唐津市魚町210-41番地
唐津市役所ふるかわタウン

①山折り
⑦のりしろ

①山折り

④山折り

②山折り

③山折り

⑤山折り

⑥山折り

⑦山折り

⑧山折り

⑨山折り



【注意】
・同封書類は、封筒と一緒に折らず、そのまま郵便局へお預けください。
・封筒をお預けいたい点

【注意】
・同封書類は、封筒と一緒に折らず、そのまま郵便局へお預けください。
・封筒をお預けいたい点

【注意】
・同封書類は、封筒と一緒に折らず、そのまま郵便局へお預けください。
・封筒をお預けいたい点